

新型コロナウイルス感染症に対する中小企業への緊急支援策について

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、観光関連産業をはじめ、市内の中小企業・小規模事業者への経営への影響が強く懸念される状況にあることから、今般の国の緊急対策第2弾や京都府の補正予算事業とも連動した、総額1億円規模の本市独自の緊急支援策を取りまとめましたので、その概要について、下記のとおり御報告します。

当該緊急支援策については、本市会において補正予算案を追加提案させていただく予定としており、今後、御議決いただき次第、早急に開始し、厳しい経営状況に置かれている中小企業・小規模事業者に対する支援に全力を挙げてまいります。

記

1 緊急支援策の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経営支援緊急対策事業

ア 概要

(ア) 京都商工会議所の経営相談体制の強化

国の緊急対策第2弾をはじめ、国・府・市の様々な施策が打ち出されたことから、相談件数の増加による支援の遅延等を生じさせないよう、商工会議所の経営支援員（本市負担分）を11名から5名増員し、16名体制に強化する。

(イ) 本市の緊急融資に係る認定窓口の受付体制を強化

国の金融支援策による、セーフティネット保証認定事務の急増に対応するため、本市のセーフティネット保証の認定窓口には派遣職員3名を配置し、6名体制に増強する。

(ウ) 情報発信の充実強化

事業者等への情報発信を充実・強化するため、国、府、本市の様々な支援策や相談窓口を分かりやすく紹介するウェブサイトの整備や、パンフレット・チラシ等を作成する。

イ 事業規模

55,000千円

(2) 観光事業者に対する緊急助成制度の創設

ア 概要

観光産業に深刻な影響が広がる中、観光事業者に対する緊急・臨時的な支援として、京都市観光協会と連携した助成制度を創設し、感染症予防のための事業への助成や、危機的状況を乗り越える事業及び回復期を見据えた事業継続のための取組に対する助成を行う。

助成対象者	京都市内において観光客の来訪・利用がある施設や観光事業者等（観光施設、宿泊施設、飲食店、小売店、商店街、交通事業者、美術館・博物館、劇場等）。大企業及びみなし大企業は対象外
対象事業	(1) 観光客と京都の観光を支える観光事業者の安心安全を確保するための事業 →施設の消毒・清掃や衛生対策に係る備品購入等 (2) 今般の危機的状況を乗り越えるために実施する事業 →従業員の雇用確保を兼ねた観光客へのおもてなし事業、広報素材の作成等 (3) 回復期を見据えた事業継続のために実施する事業 →従業員のスキルアップ研修、多言語化対応、販路開拓、地域貢献事業等
助成内容	補助率：3／4 上限額：30万円

イ 事業規模

45,000千円

2 今後の予定

今般取りまとめた緊急支援策に関連する補正予算案を本市会に追加提案し、御議決いただき次第、早急に開始する（令和2年度にまたがって実施予定）。